

別紙

商標権侵害行為及び不正競争防止法抵触行為（第2条第1項第1号乃至第3号）に関する紛争
業務規程第3条

商標法並びに不正競争防止法（第2条第1項第1号乃至第3号）に関する商標権利者、専用使用権者、商標権侵害を理由とする商標法に基づく請求に係る請求権者及び不正競争防止法第2条第1項第1号乃至第3号が規定するいずれかの不正競争を理由とする同法に基づく請求に係る請求権者と業者（紛争当事者である権利者と物品の製造、輸入、販売等に関わる契約関係をなんら有していない製造業者、輸入業者、販売業者）間の紛争
※一方が消費者である紛争並びに業者間の紛争
業務規程第3条及び第4条

申立人に対する調停手続の説明
業務規程第21条

申立書の提出
業務規程第17条
申立て手数料100,000円
業務規程第17条第5項及び費用規定第4条

申立て
業務規程第16条及び第17条

申立ての受理・不受理
業務規程第18条

調停手続は、申立ての受理を決定したときに開始される
業務規程第19条

不受理
業務規程第18条第3項

配達証明郵便で送付
業務規程第18条第3項

受理
業務規程第19条

相手方への通知
業務規程第20条

配達証明郵便で送付及び電話による事情説明
業務規程第20条第1項及び第5項

実施依頼が為されないとき
業務規程第22条

相手方に対する調停手続の説明
業務規程第21条
相手方からの調停手続依頼書の提出
業務規程第22条第1項

相手方が調停手続実施候補者リストより調停手続実施候補者を指名し、その後、申立人がこれを承諾することで調停手続実施者を選任
業務規程第23条

相手方からの実施依頼（調停応諾）
業務規程第22条第1項

申立人による取下げ及び相手方による手続終了の申出
業務規程第35条乃至第36条

申立人による取下げ及び相手方による手続終了の申出はいつでも可能
業務規程第35条及び第36条

調停手続実施者の選任
業務規程第23条

相手方に調停手続実施候補者リストを示し、弁護士1名以上を含む調停手続実施候補者2名の指名を求め、その後、申立人に当該候補者リストを示した上で相手方が指名する調停手続実施候補者を通知し、申立人の承諾を得る。センター長は、申立人の相手方の指名に対する承諾を得られないときは、申立人の承諾を得られなかった候補者を除いた候補者リストから弁護士1名以上を含む調停手続実施候補者2名を選任する
業務規程第23条

第一回の調停期日開催日時・場所の決定
業務規程第30条第1項

書面の郵送での送付による通知
業務規程第30条第1項
場所センター会議室
業務規程第30条第1項

配達証明郵便で通知
業務規程第22条第6項

配達証明郵便で送付
業務規程第35条第5項及び第36条第3項

手続実施者による調査は調停手続実施中は実施可能
業務規程第31条

第2回以降の調停手続
業務規程第30条第2項及び第3項

必要に応じ、選任調停手続実施者会による調査実施
業務規程第31条

選任調停手続実施者会による和解成立見込みなしの判断並びに選任調停手続実施者会による侵害判断への異議があった場合等
業務規程第33条第6項、第37条、第38条

和解案提示
業務規程第33条第8項

配達証明郵便で通知
業務規程第33条第6項、第37条第2項及び第38条第4項

調停不受理
業務規程第18条

調停手続の終了
業務規程第22条

調停手続の終了
業務規程第35条及び第36条

和解成立
業務規程第34条

調停手続の終了
業務規程第33条第6項、第37条及び第38条

苦情に関わる事情調査並びにその処置決定、ユニオンの代表理事を含む役員並びにセンター長に対する不当行為についての是正勧告、ユニオン役員並びに会員からの不当な関与があった際の調停手続の終了勧告、申立ての不受理・受理に対する意見、センター長による申立ての不受理決定についての正当性の有無の調査及び審議、不受理決定の見直しの勧告、調停手続実施者の忌避請求に対する決定、業務規定第38条第1項第1号乃至4号に関わる調停終了についての意見、調停手続に関する苦情調査及び処置決定、業務規程に定められていない調停手続実施にあたって必要な事項の決定

第三者委員会（苦情処置決定、センター長による不当行為の是正勧告等）

業務規程第6条第5項、第9条第5項乃至第7項、第18条第2項及び第5項、第25条第3項乃至第6項、第38条第3項、第45条第2項乃至第4項、第51条第1項